

奥山地区建築等各種申請一覧表 (R5. 4. 1 作成)

下記の申請に先立ち、芦屋市住みよいまちづくり条例による届出が必要です。

| 適用区域 | 根拠法令 | 申請対象行為の概略 | 申請書 (必要部数) | 提出先 | | 備考 |
|--|-----------------------------------|---|--|---|--|--|
| | | | | 経由 | 許可・届出 | |
| 瀬戸内海国立公園 (六甲地域) | 自然公園法 (第20条第3項) | 1 工作物の新築、改築、増築 2 木材の伐採 3 土地形状の変更 4 広告物の設置、広告を工作物等に表示 5 屋根、壁面、塀等の色彩の変更 6 その他 ※ 奥池地区の建築行為等の規制は、工区により異なる | 特別地域内工作物新築許可申請書 | 芦屋市 都市政策部 都市戦略室 まちづくり課 開発指導係 TEL0797-38-2071 | 環境省 近畿地方環境事務所 神戸自然保護官事務所 TEL 078-331-1146 | 規制の内容等 ・第2種特別地域における行為許可基準 ・特定地域における特定行為の認定による規制 (奥山第1工区～第4工区) |
| 砂防指定地 (砂防河川：芦屋川・左岸1号谷・右岸1号谷・右岸2号谷・高座川・右岸支川宮川深谷 山腹指定：表六甲芦屋・しのき谷) | 兵庫県砂防指定地管理条例 (第4条) | 1 建築物その他の工作物の新築、改築、増築、除却 2 木竹の伐採、樹根の採取 3 土地の形質の変更 4 その他 | 砂防指定地内制限行為許可申請書 (正3部 副1部) | | 兵庫県 西宮土木事務所 管理第2課 TEL 0798-39-6131 | 軽微な行為として知事が指定する行為については許可申請不要 |
| 宅地造成等規制区域 (阪急電鉄神戸線以北) | 宅地造成等規制法 (第8条) | 1 切土で2mを超えるがけを生ずる場合 2 盛土で高さ1mを超えるがけを生ずる場合 3 切土と盛土によるがけが2mを超える場合 4 造成面積が500㎡を超える場合 | 宅地造成に関する工事の許可申請書 (正2部 副1部) | | 兵庫県 宝塚土木事務所 まちづくり建築課 TEL 0797-83-3192 | |
| 市街化調整区域 (奥池南町の旧住造法による許可区域を除く) | 都市計画法 (第43条) | 建築物の新築等 | 建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可申請書 (正2部 副1部) | | | |
| 風致地区 (六甲山風致地区・芦屋川風致地区) | 芦屋市風致地区内における建築等の規制に関する条例 (第2条) | 1 建築物その他の工作物の新築、改築、増築、移転 2 宅地の造成、土地の形質の変更 3 木竹の伐採 4 建築物等の色彩の変更 ※ 地区の種別により建築物等の規制が異なる | 風致地区内行為許可申請書 (正1部 副1部) | | 芦屋市 都市政策部 都市戦略室 まちづくり課 まちづくり係 TEL 0797-38-2109 | 近郊緑地保全区域内届出書と併願可 |
| 近郊緑地保全区域 (市街化調整区域内の大部分) | 近畿圏の保全区域の整備に関する法律 (第8条第1項) | 1 建築物その他の工作物の新築、改築、増築 2 宅地造成、土地の形質の変更 3 木材の伐採 4 その他 | 近郊緑地保全区域内行為届出書 (正1部 副1部) | | | 風致地区内行為許可申請書と併願可 |
| 地区計画 (奥池町地区・奥池南町地区) | 都市計画法 (第58条の2) | 1 土地の区画形質の変更 2 建築物の建築又は工作物の建設 3 建築物等の用途の変更 4 建築物等の形態又は意匠の変更 5 木竹の伐採 | 地区計画の区域内における行為の届出書 (正1部 副1部) | | | |

※ 申請用紙については、許可・届出先に問合せ下さい。 市経由のものは正2部のうち、1部は正の写しで結構です。